己画整理だより第99g

平成23年4月発行

〒735-0025

安芸郡府中町鹿籠一丁目21番6号

向洋駅周辺区画整理事務所

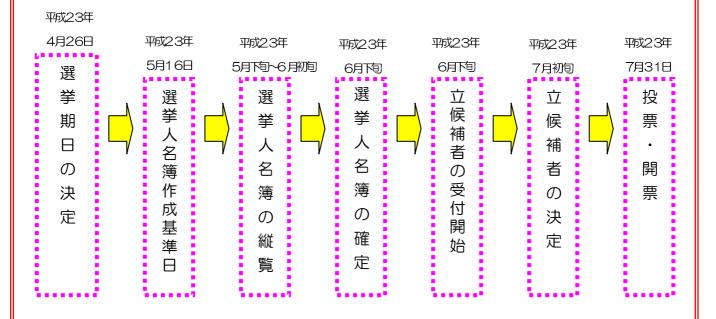
電話:286-3123(補償課)

286-3124(区画整理課)

平成23年7月31日(日曜日)に土地区画整理審議会<u>借地権</u> <u>者委員</u>の補欠選挙を行います

現在の向洋駅周辺土地区画整理審議会委員の方は、平成20年の選挙により選ばれていますが、借地権者委員1名に欠員が生じたため、平成23年7月31日に審議会委員の補欠選挙を行うことになりましたので、皆様にお知らせします。

投票までの流れ



土地区画整理審議会は・・

町が土地区画整理事業を施行するにあたり、意見を聴いたり、同意を求めたりする重要な機関です。向洋駅周辺土地区画整理審議会は、事業区域内の宅地の所有者及び借地権者の中から選挙で選ばれた代表者8人と、学識経験者2人の合計10人で組織されています。

<u>今回審議会委員の選挙権・被選挙権を行使できるのは、事業区域内に借</u> 地権をお持ちの方です。裏面にあるチェック表を参考にしてご確認ください。

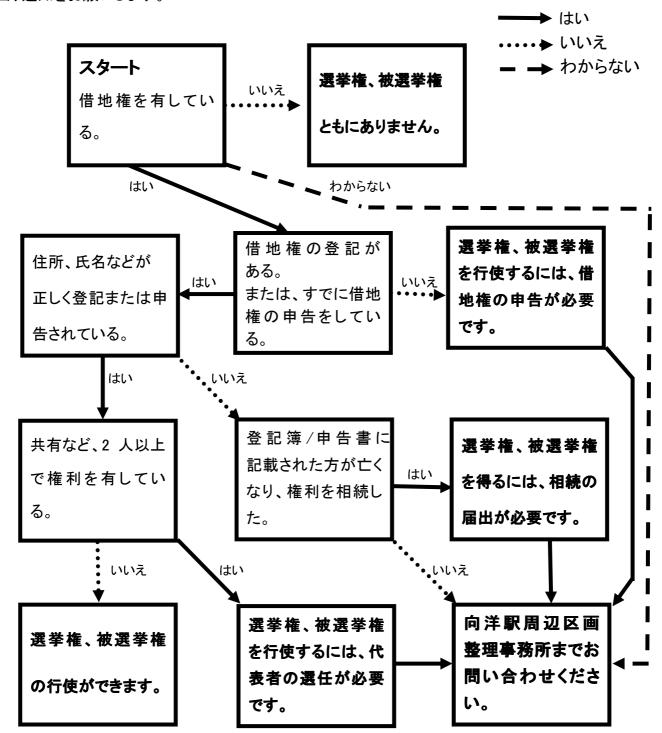
※宅地を所有されている方の選挙権、被選挙権はありません。

選挙権、被選挙権チェック表

土地区画整理審議会の委員のうち1名は区域内の借地権者の中から選挙で選ばれます。

しかし、借地権の申告をされていない場合や、どなたかと共同で権利をお持ちの場合など、選挙権、被選挙権が行使できないことがあります。

皆様の声を事業に反映させるためにも、選挙権、被選挙権の行使ができるよう、必要な申告、届出、通知をお願いします。



※区域内で借地権を有していても、①未成年者、②成年被後見人又は被保佐人、③禁錮以上の 刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方については、土 地区画整理審議会委員の被選挙権はありません。

選挙の前に・・

借地権の申告をしてください

事業区域内の宅地に借地権をお持ちの方は、審議会委員の選挙権・被選挙権があります。しかし、<u>登記されていない借地権をお持ちで、向洋駅周辺区画整</u>理事務所に借地権の申告をされていない方は、選挙権・被選挙権の行使ができません。

登記されていない借地権をお持ちで、審議会委員の選挙権・被選挙権を行使しようとお考えの方は、<u>選挙人名簿作成基準日(平成23年5月16日)まで</u>に借地権の申告をしてください。

なお、平成23年5月17日から平成23年6月19日までの間は、借地権の申告を受けることができませんので、ご注意ください。

相続の届け出をしてください

借地権者として登記簿に登記されている方や、提出された各種申告書等に記載されている方が亡くなられている場合は、「相続届出書」を提出して、どなたが相続されたのかをお知らせください。

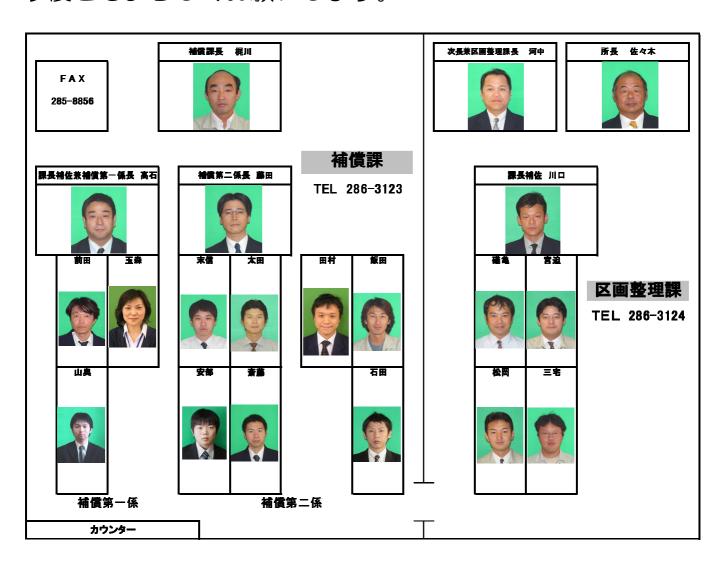
選挙人名簿の縦覧(平成23年5月下旬~6月初旬)が終わるまでに、 相続の届け出をされなければ、選挙人名簿に亡くなられた方のお名前が そのまま記載されるため、相続人の方は選挙権・被選挙権を得ることが できませんのでご注意ください。

また相続人が2名以上おられる場合は、どなたが代表者となるのかもあわせて届 け出てください。

すでに「借地権申告書」「代表者選任通知書」「相続届出書」を提出され、提出 後も権利関係に変更がなければ、今回の選挙でも申告や届け出をされている内容 がそのまま引き継がれます。

内容に変更のある方は、再度の申告・届け出をお願いします。

「借地権申告書」「代表者選任通知書」「相続届出書」等、届け出に必要な書類の様式は、向洋駅周辺区画整理事務所に備え付けてあります。 郵送でもお送りしますので、お気軽にお問い合わせください。 向洋駅周辺区画整理事務所は4月から新体制になりました。 今後ともよろしくお願いします。



5月の日曜相談日は15日です

事業に関する個別のご相談については、向洋駅周辺区画整理事務所で随時お伺いしていますが、お仕事の都合などで平日はなかなか時間がとれないという方も多いことと思います。

この機会にお気軽にご相談ください。

日 時:5月15日(日曜日) 朝9:00~昼12:00

場所:向洋駅周辺区画整理事務所